

**兵高教組  
人雇労連報No.2  
2015年10月14日 調査情報16号**

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745  
FAX : 078-351-3185  
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>  
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

# 給料水準、4月に遡っての改善勧告を検討 一時金の引き上げも検討

## 第3回人事委員会交渉

10月7日(水)、第3回人事委員会との交渉が行われ、高教組・兵庫教組から合わせて約20名が参加する中、人事委員会柄尾局長から今年度の人事委員会勧告・報告の方向性等についての説明がありました。

兵庫県の公務員賃金は、今年4月時点で民間賃金より国(0.36%)と同程度低い水準にあり、この較差を解消するため、国、他の都道府県、本県の実情などを考慮して適切な措置を講じる必要がある旨回答しました。また、地域手当が全職員に支給されている本県においては改善の対象が全職員であることも明らかにしました。県「行革」での賃金削減がないものとして比較しているという大きな問題はありますが、この措置が国同様に地域手当で、そして全職員を対象として実施されれば、地域手当が上がるだけでなく、4月からのその改善分が差額として全職員に支給されることとなります。また、一時金についても国と同様、今年度の勤勉手当の引き上げを検討していると回答しました。

最後に、局長は小野委員長の質問に対し、①地域手当が1.5%削減されているのは県「行革」によるものである。②「給与制度の総合的見直し」は、給料の削減と地域手当の現水準(10%、7%、5%)からの引き上げがセットである旨回答しました。これらは、昨年度の確定交渉において、「総合的な見直し」導入にあたって、県教委が曖昧にしてきたものであり、本期確定交渉に向けて重要な回答となりました。



79筆の団体署名を提出する小野委員長

### ☆柄尾人事委員会局長からの回答のポイント

#### ○給与改定について

月例給については概ね国(0.36%)と同様の較差を見込んで給料水準の引き上げを検討している。一時金についても、概ね国(4.21%)と同様の支給割合であり、引き上げを検討しているが、勤務実績に応じた給与を推進するため、引き上げ分を勤勉手当に配分する。

#### ○現給保障について

本県の実情を考慮し適切に対応する必要がある。国と全く同じでなければならないとは考えていない。

#### ○給料表の号給延長について

困難と考えている。今後実態を踏まえ、必要があれば給料表の改定の際、検討を行いたい。

#### ○地域手当について

国は較差解消のため、支給割合の引き上げの一部を4月に遡及して実施。本県において、国、他の都道府県、本県の実情などを考慮して適切な措置を講じる必要がある。

国は支給割合の引き上げの実施スケジュールを前倒しして平成28年4月1日に完成させるとしている。本県においても、平成28年度の地域手当について国や他の都道府県、民間の給与、本県の実情を考慮して適切な措置を講じる必要がある。

本県の実情とは、地域の一体性、現在の地域手当の措置とそれにいたる経緯。

#### ○地方公務員法の改正について

人事評価制度について、これまでの実績を踏まえつつ、客観性、透明性の確保に留意するなど、適切な運用に努めること。職員への周知、理解を踏まえながら進めることが重要。

#### ○超過勤務の縮減について

「新対策プラン」の推進にあたって、実効性のある取り組みをより一層、着実に推進していくことが重要であり、人事委員会としても縮減に向けての取り組みが強力に推進されるよう対応を注視していく。

#### ○「空白の一日」の継続勤務について

厚生労働省の通知によって地公法と労働法が切り離された。地公法にかかわらず、継続かどうかについては勤務実態がどうなのかで判断すべき。

#### ○「給与抑制措置」(県独自カット)について

強い要望も踏まえ、報告の「おわりに」のところで言及してきたところについては、その内容を検討している。

#### ☆組合側からの要望

- ・県「行革」による賃金削減について、昨年、報告の「おわりに」のところで、「段階的縮小を要請する」旨言及されたが、昨年より踏み込んだ表現で後押してほしい。
- ・超勤の把握にふれられていないのは残念。県のプランは実効あるものとなっていない。
- ・人事評価について、目標管理はやらないと県教委と合意して実施している。教職員には同僚性こそが大切。